

浄化槽改修業務特記仕様書

(摘要規格)

第1条 本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修又は徳島県浄化槽推進委員会監修の次による。

- ①公共建築改修工事標準仕様書（建設工事編）（平成31年版）
- ②公共建築工事標準仕様書（建設工事編）（平成31年版）
- ③建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）
- ④公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）
- ⑤公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）
- ⑥公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）
- ⑦公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）
- ⑧徳島県浄化槽施工マニュアル（平成28年版）

(浄化槽仕様)

第2条 新設する合併処理浄化槽は、次によるものとする。ただし、規格を満足する場合の処理方式の変更は、監督員への届出により原則認めるが、物価版等により浄化槽本体価格が減額される可能性があるものとする。

1. 浄化槽仕様

合併処理浄化槽（処理方式：嫌気ろ床接触ばっ気方式）
5人槽

2. 規格

- ・ユニット型浄化槽は、国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準使用品とする。
- ・BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/L以下
- ・浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製もしくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし、固定が確実で十分な防臭性及び耐候性を有すること。

3. 業務概要

- ・合併処理浄化槽は、既設浄化槽とは別の位置に新設する。
- ・既設の埋設排水管確認のため、工事に先立ち、掘削により既設排水管の確認を行う。確認箇所は、新設浄化槽への分岐部分、作業詰所台所の付近、既設浄化槽流入箇所付近、の3カ所を予定しており、既設排水管の位置・高さ・接続等を確認し、新設の排水管及び浄化槽の設置図（出来高予想図）を作成する。
- ・新設排水管及び合併浄化槽を設置し、既設排水管は適切な箇所でチーズ（分岐）及びキャップ（蓋）を設置する。
- ・新設合併処理浄化槽は、水防倉庫への荷物搬入出時にトラックが停車する場所であるため、T-6荷重に対応した補強を行うものとする。
- ・既設単独処理浄化槽は、上部を取壊し（上から50cm程度）、槽底部に水抜き穴（φ60～80mm程度、3カ所/m2程度）を削孔した後、新設箇所の掘削土砂で埋戻すものとする。（舗装不要）
- ・浄化槽取り替えに伴う各種届出等手続きは、受注者が行うものとする。

4. 設置条件

- ・新設フロアの電源は、既設屋外コンセントを使用予定であるため、電気工事は不要と想定している。
- ・設置する合併処理浄化槽は、既設側溝が流末（放流口）となると予定しており、嵩上げ（ピット）工事、放流槽及び放流ポンプの設置、浮上防止金具の設置についてそれぞれ不要と想定している。

既設埋設排水管等の掘削確認結果により、これによりがたい場合は、監督員との協議により、設計変更により対応する。

- ・新設合併処理浄化槽設置により発生する床堀土砂は、既設浄化槽の埋め戻しに使用するほか、敷地内の監督員が指示する場所に敷ならすものとする。

(提出書類)

第3条 本業務の主な提出書類は、次のとおりとする。

- ・現場責任者届及び工程表
契約後7日以内に監督員に提出すること。
- ・材料使用承諾願
使用する資材等について、資材の使用前に監督員に提出し、承諾を得るものとする。
- ・休日・夜間作業届、事故等発生時連絡者届出書
受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面(休日・夜間作業届)を監督員に提出すること。
受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書(様式-1)を作業を行う前日までに監督員に提出すること。
- ・安全訓練等実施報告書
施行に際し、現場に即した安全訓練等について、着手後から完成までの間、原則として作業員全員の参加により一月当り一回以上、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。様式に、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日、参加者(現場責任者含む)等必要事項を記入し提出すること。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務の現場内で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- ・一般廃棄物受取伝票等
一般廃棄物を搬出した場合に、処分(処理)状況のわかる写真とともに、業務完了までに提出すること。
- ・産業廃棄物管理票
産業廃棄物を搬出した場合に、処分(処理)状況のわかる写真とともに、紙マニフェストD票の写しもしくはE票の写しを業務完了までに提出すること。
- ・段階確認記録表
業務実施の過程において、段階確認を行った場合は、実施後速やかに段階確認の内容や状況がわかる書類とともに提出すること。
- ・工事打合せ簿
業務実施の過程において、業務内容について監督員と打合せを行った場合は、実施後速やかに打合せ内容や状況がわかる書類とともに提出すること。
- ・事故報告及び事故報告書
現場内で事故が発生した場合、各様式により各提出期限までに提出すること。

(提出及び問合せ先)

第4条 契約書類等に取り決めのない事項については、監督員と協議を行い決定するものとする。

(様式-1)

事故等発生時連絡者届出書

平成 年 月 日

南部総合県民局長 殿

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

- 1 工事(業務)名等 R〇波土 〇〇〇〇〇業務
2 路 線 名 等 〇〇〇〇線
3 工事(業務)箇所 〇〇郡〇〇町〇〇

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。

なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※3名まで届け出可

<遵守事項>

- ①公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ②届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第(下請負者の主任 技術者等にあっては、該当作業が完了次第)速やかに削除すること。